

大丸有地区カメラシステム管理運用規程

大丸有地区カメラ管理運用委員会

(本規程の目的)

第1条 この規程は、大丸有地区において、犯罪や事故等の発生を抑止し、まちで生活する人々やまちに来る人々、まちで働く人々（以下、「まち利用者」）の安全・安心のまちづくりの実現のために利用することを目的として、構成団体が設置するカメラ及び画像録画装置（以下「カメラシステム」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成団体)

第2条 大丸有地区におけるカメラシステムの構成団体は、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会及び NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会とする。また、大手・丸の内町会は構成団体を、オブザーバーとして支援する。

(カメラシステムの設置等)

第3条 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会は、協議会会員と連携し、別紙に表示する場所にカメラシステムを設置し、所有・管理する。

- 2 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会は、構成団体を代表し、カメラシステムの維持管理経費を負担し、維持管理経費にかかる補助申請等を行う。
- 3 構成団体は、既に設置されたカメラシステムを更新し、設置場所を変更し、又は新たにカメラシステムを設置しようとするときは、第4条に規定する管理運用委員会に諮るものとする。

(管理運用委員会)

第4条 構成団体は、カメラシステムを管理運用活用するため、「大丸有地区カメラ管理運用委員会」（以下「管理運用委員会」という。）を組織する。

- 2 管理運用委員会の委員は、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会スマートシティ推進委員会委員長、NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会事務局長、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会会員である三菱地所株式会社所管部署長をもって組織する。
- 3 管理運用委員会の委員長は、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会スマートシティ推進委員会委員長が務める。
- 4 管理運用委員会の副委員長は、三菱地所株式会社所管部署長が務める。
- 5 管理運用委員会の会議は、委員長が召集し会議を主宰する。

(管理運用責任者及びその責務)

第5条 カメラシステムの管理運用責任者（以下「管理運用責任者」という。）は、管理運用委員会の委員長とし、委員長に事故のあるときは、その事務を副委員長が代行する。

- 2 カメラシステムの取扱いは、一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会が行う。なお、同社は、取り扱いに際し、外部に委託することができるものとする。
- 3 カメラシステムを取り扱うものは、この規程に定める事項を遵守するとともに、カメラシステムで知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- 4 管理運用責任者は、カメラシステムに関する苦情に適切かつ迅速に対応する。

(設置場所の明示)

第6条 管理運用委員会は、カメラの設置場所がまち利用者に明らかになるように、カメラが設置されている旨を明示する。

- 2 設置するカメラにより取得する映像の利用目的及び取得・利用の概要は、まち利用者へ別途公開する「お知らせ」文書にて公表することとする。

(管理運用留意事項)

第7条 管理運用責任者は、カメラシステムが個人のプライバシーを不当に侵害することのないように、慎重を期さなければならない。

- 2 画像の録画は、道路等の公共の場所を対象とし、特定の個人及び建物等を対象としない。ただし、やむを得ず私有地の映像を記録する場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けなければならない。

(映像等の記録方法及び管理)

第8条 管理運用委員会は、カメラの映像（及び音声）を画像録画装置に24時間記録し、7日間保存するとともに、保存期間の経過後直ちに自動的に消去するよう設定しなければならない。

- 2 画像録画装置は、施錠等により確実に防護し、保管するとともに、当該装置の利用には識別符号の入力を必須とする等のセキュリティ措置をとり、他者が容易に傍受できないよう適切な措置を講ずるものとする。

(記録映像等の共同利用及び活用)

第9条 カメラシステムにより記録し、保存した映像や音声等（以下「記録映像等」という。）を次の各号で示す団体で共同利用できるものとする。なお、利用にあたっては、第1条の目的に合致し、事前に管理運用委員会に諮らなければならない。また、別紙に示す2022年度に設置した範囲のカメラの利用にあたっては一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会が2022年10月21日付で千代田区宛に提出した書面に沿っていなければならない

ない。

- (1) 一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
 - (2) 一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会における正会員の企業。対象企業名は以下 URL
<https://www.tokyo-omy-council.jp/about/members/>
 - (3) NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会
 - (4) 三菱地所株式会社
 - (5) 一般社団法人 大丸有環境共生型まちづくり推進協会
 - (6) 大手町・丸の内・有楽町地区駐車環境対策協議会
- 2 記録映像等を利用する場合には、IoT 推進コンソーシアム 総務省 経済産業省の公表する「カメラ画像利活用ガイドブック」に基づき適切に対応するように努めなければならない。
 - 3 犯罪の捜査等のため当局より閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）の要請があった場合は、強制処分の令状がある場合に限り、これに応じることができる。
 - 4 記録映像等を利用した際は、利用等の日時、目的、利用者、利用に供するカメラシステムの管理番号、記録映像等の範囲（日時・場所）、利用したのちに保有するデータの種別を記録映像等利用簿（別記様式）に記載する。なお、継続的に解析行う場合には、その期間を記録映像等利用簿に記載する。

（アドバイザーボード）

第10条 この規程の運用に当たって必要な際は、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会が別途設置するアドバイザーボード（構成団体と直接の利益を持たず、専門的・中立的な立場の者により構成される）のアドバイスを受けるものとする。

（監査）

第11条 管理運用責任者は、年1回、カメラシステムの管理運用状況を管理運用委員会に報告する。

（その他）

第12条 この規程に定めのない事項が発生した場合は、管理運用委員会の議決を経て対処する。ただし、緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する

付則

この規程は、令和5年2月21日から施行する。

令和5年3月23日 一部条文を変更。

令和5年7月1日 一部条文を変更。

令和7年2月28日 一部条文を変更。

別紙記載のカメラシステム設置場所を変更。

別紙

カメラシステム設置場所

(一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会所有)

